

地域の森林保全における財産区制度の現代的意義

——岩手県葛巻財産区と静岡県白糸財産区の事例から——

室 田 武*
三 俣 学**

はじめに

——公、共、私の3部門から成る現代社会——

近年、環境問題、とりわけ地域の資源管理問題に関する議論の場で、地域共同体の持つ資源管理の可能性に改めて期待が寄せられ始めている。これは日本国内のみならず海外においても同様であり、概念的に日本の地域共同体と類似する commons の意義に関して、数多くの報告書や論稿が蓄積されつつある（たとえば Ostrom 1990; Gibson, McKean and Ostrom 2000）。従来、標準的な経済学においては、資源の効率的配分は、自己の利益を最大にしようとする人々の経済活動が保証される場、つまり、市場によって達成される、と論じられてきた。そして、ひとたび市場メカニズムによる解決が困難となるような乱伐・乱獲等の問題が発生すれば、それらは公的部門の介入（公権力の行使）によって是正すべし、というのが一般的な考えである。このような考え方に対して、室田（1979、第8章）は、宮本（1975）を参考にしつつ、山林や河川、地先の海等の地域毎に生態学的条件の異なった資源管理については、「公」すなわち政府、都道府県などの公権力によっても、「私」すなわち私的利益追求の場である市

* 同志社大学経済学部 Faculty of Economics, Doshisha University

** 京都大学大学院農学研究科森林科学専攻森林・人間関係学分野 Division of Forest Science, Graduate School of Agriculture, Kyoto University

場によっても、それらの適切かつ持続的な管理が難しい場合があることを指摘している。その見解に立って室田（同上）は、地域住民がそれぞれの生活に根ざした方法での資源管理が可能となる「しなやかさ」をもった「共」による管理の重要性を指摘している。ここで「共」あるいは「共的世界」は、上述のように、近年、海外の研究者たちの間でよく使われているようになった commons という英語にほぼ相当するものである。これをカタカナで「コモنز」と表記して日本語の一部として定着させ、その現代的な意義を明らかにしたのは、多辺田（1990）である。多辺田はコモنزを次のように定義している。

「商品化という形で私的所有や私的管理に分割されない、また同時に国や都道府県といった広域行政に包括されない、地域住民の‘共’的管理に（自治）による地域空間とその利用関係（社会関係）をコモنزと呼ぶことにしたい。地域内の水（河川・湖沼・湧水）や森林原野、海浜、海を含む土地空間、相互扶助システムとしての労働力、サービス、信用などを含む地域の‘共同の力’と言ってもよい。」（多辺田，1990，i頁）

この多辺田の議論から本格的になった日本におけるコモنز研究においては、様々な立場から百人百様にコモنزが論じられるようになり、言葉だけが一人歩きする様相すら呈してきた。しかし、最近では、従来氾濫する傾向にあったコモنزという用語の定義も徐々に整理され始めている（例えば井上，1995，井上・宮内，2000）。そのような整理の作業が行われる一方で、コモنزという語は依然として、使い手によってその持つ意味合いが微妙に、また時として大きく異なることもあり、現段階では確たる定義が存在しているとは言い難い。そこで本論文では、環境問題、とりわけ資源管理問題の議論において、コモنزによる資源管理を肯定的に評価しようとする人たちの間での考察を共著者なりに集約し、コモنزを、「単に共有的資源そのものを指すのではなく、その資源に対して‘入会’う権利を有した当該住民が、資源の枯渇や乱獲を回避するための様々なルールを設けることにより、持続的な管理・運営を図ろうとする制度や組織全体」と定義する。

このような前提のもとで、本論文は日本の森林の一部が共的部門、すなわちコモンズによって保全されてきた、さらには保全されている現実があるという共著者の仮説を検証するものである。このために第1章では、森林を旧村、旧集落レベルで共同管理する財産区制度に着目し、その成立の歴史と現状を論じる。それとともに財産区制度には、財産区の主体的な森林管理が比較的行いやすい議会制と、それに比べれば公的な介入を受けやすい管理会制の2種類があることを指摘する。第2章では、財産区管理会制をとり、財産区有林の解消に向けての動向が顕著な事例として、岩手県葛巻町葛巻財産区をとりあげる。また、林業不況の今日にあっても、なお、議会制の下で、住民主導の森林管理が採算に合う形で続く顕著な事例として、静岡県富士宮市白糸財産区を取りあげる。その2つの事例研究をもとに、両財産区における森林管理の実態をコモンズのルールや慣習に着目して明らかにする。第3章では、前章までの実証分析に基づき、地域の森林資源および教育や福祉等を含む広義の環境保全という観点から、財産区制度の現代的意義を考察する。そして最後に、財産区制度を含む「共」的部門の意義とその再評価の必要性をコモンズ論の視点から論じてむすびとする。

第1章 財産区有林の歴史及び現状

〈財産区制度の沿革〉

人間社会の一部としての共あるいはコモンズといった住民による資源管理の制度を現在の日本の森林に探るとすれば、その一つに財産区有林として管理される森林が挙げられる。財産区有林とは、地方自治法が認める財産区制度により管理される森林である。この財産区制度とは、端的に言うと、市町村合併前の旧集落や旧村が、それらの財産を独自に管理・運営できる制度といってよい。旧村、旧集落の財産一般がその対象となるので、森林だけではなく用水路、墓地、温泉等の財産区も存在する。このように、様々な旧村の財産が財産区制度の下で管理されている。長引く林業不況で放置される人工林の荒廃問題が顕著

となる中で、共著者の仮説通り、日本の森林の一部において共的管理がなされているとすれば、その実態を明らかにする必要性は高い。そこで、本論文では、森林を対象とする財産区、すなわち財産区有林に分析対象を絞り、その分析を通じて財産区制度及びそこで展開される共的管理と運営の現代的な意義を考察する。類似の制度として、一部事務組合の一環としての共有山があるが（室田、2001）、これについて詳しくは機会を改めて論じることをあらかじめ断っておく。

財産区制度の誕生は、1889（明治22）年の町村制施行時にまで遡る。明治政府によって急速に進められた近代的所有権の導入は、近世以降の「入会」をはじめとするそれまでの制度や旧慣行等の解体・整理がその本質であった。その際、悪しき封建遺制の烙印を押された入会地や入会林の多くは、官（国）や個人に編入される運命を余儀なくされた。しかし、そのような状況にあっても農山村民の中には、薪炭、緑肥、屋根葺き用の茅、住宅建材など日常生活に不可欠な資源の一大供給地であった入会地や入会山の新町村有化に対して、猛烈な抵抗を繰り返した者も多くいた。その断固たる農民の反発の結果、政府は「町村の一部としての部落財産について部落の権利主体性を承認し、且つ部落がその固有の管理機関を持ち、市町村の介入を排除して部落財産を管理することができる道」（渡辺、1974、13頁）を財産区制度の創設によって開かざるを得なくなった。このことは、「市町村より下位の大字、部落に独立の法人格をみとめないたてまえであった地方行政の根本的原則からいえば、市町村の一部たる部落に財産権の主体たる地位をみとめ、且つ法人格を与えたことは、極めて重要な例外」（同上）であり、それ故、この制度は「地方行政の観点からすれば、本来歓迎されない妥協の産物ないし必要悪」（同上）という評価を受けつつ、今日まで引き継がれてきた歴史的経緯を持つ。このような財産区誕生の歴史については、川島・潮見・渡辺（1968）に詳しい。

第2次世界大戦後の財産区は、明治期の町村制の規定を内容的に引き継いだ地方自治法第294条をその根拠法とする特別地方公共団体という扱いを受ける

ことになる。そして、1955（昭和30）年前後に進められた町村合併の際、再び財産区の設置が相次ぐことになる。それは、財産に差のある市町村間での合併が円滑に進まない状況を憂慮した政府が、1953（昭和28）年、町村合併促進法を公布して「合併に際し新市町に財産を移転したくない市町村については、新しくその市町村単位の財産を作って当該財産をその財産区に留保する道を法律的に開いた」（渡辺、1974、18頁）ことが原因である。その結果、多くの財産区（明治期のそれと区別して、「新財産区」と呼ばれている）が誕生した。

以上では、手短かに財産区制度の沿革について述べた。次に財産区有林の現状を概観し、後に展開するコモンズ論的視点からの分析上、重要となる財産区制度の組織形態について説明する。

〈財産区有林の今日的状況〉

現在、財産区有林は北海道、佐賀県、鹿児島県、沖縄県を除く、日本全国各地に散在している。その面積は、1960（昭和35）年には日本の森林総面積2462万1173 haの2.1%を占める約56万余 ha から一貫して減少傾向を辿っており、1990（平成2）年現在での総面積は、29万5468 ha で、日本の森林総面積の約1.2%を占める状況にある（図1）。

財産区有林を面積的に多く有する都道府県は、長野県の4万1896 ha を筆頭に、福島県の2万4288 ha、山形県の2万538 ha となっている（以上、農林水産統計情報部、1990）。自治省による財産区調査によると、1999（平成11）年4月現在では、全国に4140の財産区が存在し、そのうち山林の財産区、すなわち財産区有林は2070を数える。その数の多い上位3県は、岡山県176、兵庫県141、広島県136である（自治省、2000）。

〈財産区の制度・組織と現状〉

財産区は、財産区議会制もしくは財産区総会制を採用しているところと財産区管理会制を採っているところの2種類に大別できる。それら各々が持つ制度

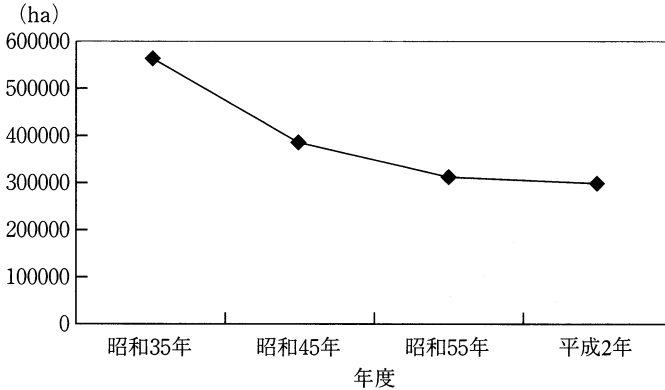


図1 財産区有林面積の変遷 (ha)

(備考) 農林水産統計情報部 (1990) から作成。

的特徴の要点を示したものが表1である。

現在は、地方自治法の改正 (1954年) に基づく財産区管理会が多い (川島・潮見・渡辺, 1968, 644頁)。これら2つの違いを簡略化すると、コモンズの権限や主体性を制度的に色濃く残しているのが議会制であり、半ば公有的、つまり市町村の権限がコモンズに対して介入する余地の多くあるのが管理会制である。特に大きな相違は、財産区議会であれば、市町村議会の議決事項のうち財産区に関する事項の議決権を有する点である。例えば財産区会計の予・決算、財産区に関する条例の制定・改廃、財産区財産の管理処分及び契約の締結などは、公職選挙法によって選出された財産区議員が開く議会で決定される。その決定に関しては、市町村は助言等の最低限の介入しかなし得ない。ただし、この議決の執行機関はあくまで市町村長であり、区長等にはない。しかし、実情を見れば市町村の執行権は形骸化しており、財産区にすべてを委ねる形をとっているものが多い。一方、管理会制度の場合、管理、運営の実質的主体が市町村となる場合が現実的に多くなる。すなわち、市町村が財産区財産の管理運営についての計画を策定し、市町村議会でこの審議がなされ、可決されればその計画案に沿って財産区運営がなされる。この一連の過程に財産区管理会は、イエス

表1 財産区議会と管理会

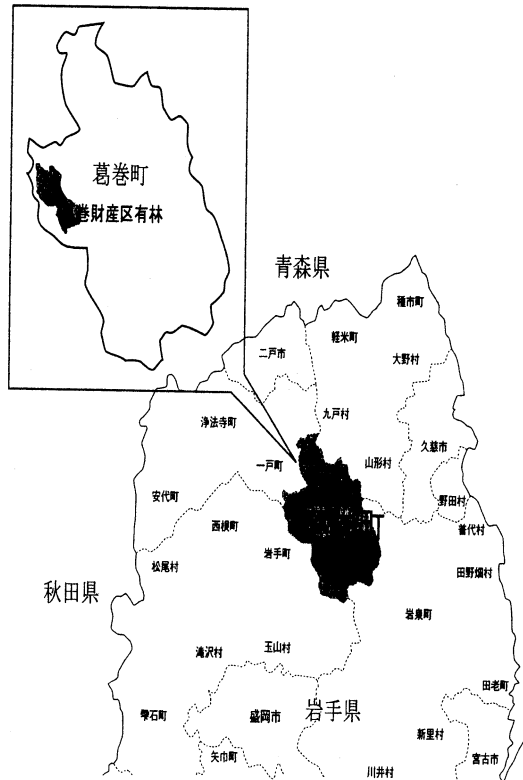
財産区議会・総会		財産区管理会	
(1) 制度のおこり 1889(明22)年の町村制施行		(1) 制度のおこり 1954(昭29)年の自治法改正により新設された制度	
(2) 設置の要件 財産区固有の意思機関。知事が必要と認めるときは、議会の議決を経て条例を制定し、財産区議会を設置できる(地方自治法第295条)。財産区は自己の意思で機関を設置できない。	左記についての備考 財産区の利害と市町村の利害とが一致せず、財産区住民がその財産の管理を自らの手中に置く場合が最も必要とされる。区議会設置条例は市町村の条例だが、提案権が知事に属するのは、市町村の恣意から財産区財産を保護することがその理由。	(2) 設置の要件 一般的に設置は区議会よりも容易。市町村が設置を欲すれば認めるという建前。市町村の条例によって設けられる。市町村の配置分合、境界変更に伴う財産処分に関する協議によっても設置可能(296条の2第2頁) 条例は市町村の一般条例手続きによる。なお、財産区議会ないし総会と管理会との両方の設置はできない(同条4頁)。	左記についての備考 管理会は、財産区財産の管理処分についてその同意を要する点で、審議機能的性格をもち、また執行機能的性格を持ち合わせる特殊な機関。 条例ないし協議の手続きについて特別な規定は無い。
(3) 改廃について 区議会改廃については法律に規定がない。条例公布は市町村(第16条)による。	左記についての備考 財産区議会条例はあくまで当該市町村の条例。改廃の規定がないので制定の場合と同じく市町村議会の議決でなされてしまうという不安定で危険性を持っている。渡辺は立法論を提示。	(3) 改廃について	
(4) 議会の選挙 議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿等については、財産区の議会に関する条例の定めるところによる(296条第1頁)。この条例で規定するもの以外は公職選挙法中の町村の議会議員の選挙に関する規定が適用される。		(4) 管理会の選挙 公職選挙法は適用されない。関係集落で財産区管理委員の推薦をする。市町村会議がこれを承認し、首長が任命する。したがって選挙はしない。	
(5) 議会の権限 財産区議会は市町村議会の議決事項のうち財産区に関する事項を決議する権限を有する。例えば財産区会計の手決算、財産区に関する条例の制定・改廃、財産区財産の管理処分及び契約の締結。	左記についての備考 財産区議会の議決に基づいて財産区処分管理を執行する機関は常に市町村長であり、区長等にはその権限はない。しかし実際には市町村長の執行権は全く形式的なものとなっている場合が多い。市町村としても財産区に全てをまかせた形を取り関心が薄いのが一般。また法律的には区議会が議決権を持っていても、実際には部落寄り合いや部落代表者会議など法律に姿を見せない入会集団の機構が議決権の権限を有していることが多い。要は管理処分については区議会と入会集団との二重の決定が必要。	(5) 管理会の権限 (i)財産区管理者の行う財産区の財産または公の施設の管理及び処分または廃止のうち重要なものについて同意権を有する(296条の3第1頁)。(ii)区管理会または管理委員は当該管理会の同意を得て、財産管理に関する事務を執行することが出来る(296条の3第2頁)。(iii)財産区の事務の処理について監査の権限を持つ(296条の3第3頁)。但し市町村の監査委員の権限がこれにより排除されるものではない。	左記についての備考 (i)同意権ということの性質上、市町村の恣意を防御し、市町村の行う管理処分行為をチェックすることはできるが、積極的に管理処分行為をすることが出来るわけではない。市町村の賛成が得られない点から区議会よりも消極的な区管理会の機能の限界と言える (ii)事務委任の範囲も管理行為に限定、処分は不可能。

(備考) 川島ほか(1968)、渡辺洋三(1974)等を参照して作成。

かノーかを表明する同意権を持っているだけである。すなわち、市町村の恣意を排除したり、市町村の行う管理処分行為をチェックできるが、積極的に財産区の管理処分行為をできるわけではない。基本的には市町村の賛成が得られなければ何事もなしえないのが管理会なのである、と理解されている（川島・潮見・渡辺, 1968, 644頁）。しかし、これはあくまで一般論であり、管理会制を採っていても行政介入の余地を与えず、旧村財産を旧村民が独自に管理し続けている事例（三俣, 2001b）もあり、その実態は実に多様であることを付記しておく。

以上では、財産区の歴史と現状について論じてきた。次章では、財産区有林の現場に即して共的管理の実態を具体的に検証する。フィールド調査地の選定は、事前調査として行った資料、統計等による全国財産区有林の現状把握と市役所や財産区事務所への電話での聞き取り調査に基づき、岩手県葛巻町葛巻財産区と静岡県富士宮市白糸財産区に決定した。その選定基準は以下の5点である。すなわち、

- ① 財産区有林についての歴史的資料や統計データが相対的に豊富に存在していること、
- ② 林況を確認するための財産区有林の見学について、財産区もしくは役場の協力を得られること、
- ③ 聞き取り調査の協力者（役場、森林組合、財産区民）に事前にアポイントメントが取れること、
- ④ 表1で区別した議会制下の財産区と管理会制下の財産区との比較ができること、
- ⑤ 本研究は日本の財産区有林全体の実態把握と理論的整理をめざす研究の一部であり、共著者の一人・三俣は既に滋賀県内のいくつかの財産区有林についてフィールド調査を行っており、室田もその調査に一部同行しているばかりか、三俣・室田ともに京都府内の財産区有林に関し予備調査を行っている。このため、本論文ではむしろ関西圏から地理的に遠い地域の



地図1 岩手県葛巻町及び葛巻財産区有林の位置

財産区有林に調査の範囲を広げることを有意義と考えたこと、の5点である。

第2章 岩手県、静岡県の財産区フィールド調査とその結果

〈両地域の概要と財産区の沿革〉

葛巻町は、岩手県岩手郡の東北部、北上山地の北部西寄りに位置し（地図1）、町内を貫流する馬淵川を挟んで山地が多く、林野面積は町の90%を占める。馬淵川の流域にわずかに開けた狭い土地に農業集落を形成し、農業、畜産業が発

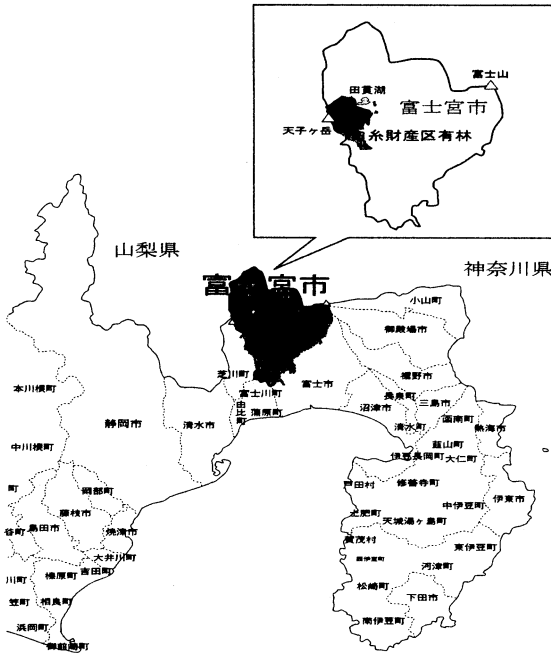
達する地域である。本論文の事例研究対象である葛巻財産区有林は馬淵川の流域に位置しており、木材生産や牧草地だけでなく、水源涵養としての役割も大きい森林である。葛巻財産区は、戦前は（旧）軍馬補充部三本木支部奥中山出張所が所有していたが、それを旧葛巻村が1952（昭和27）年に取得し、その後、旧葛巻村有林となった。この村有林は、葛巻村・江刈村・田部村との合併で現・葛巻町となった1955（昭和30）年に、葛巻財産区有林に設定されて今日に至っている。旧江刈村・旧田部村にもそれぞれ村有林はあったが、それらは3村の合併の際に（新）葛巻町有林となった。表2のとおり、1999（平成11）年現在の財産区内人口は5463人で、葛巻町内に占める割合は57.4%と非常に高く、この割合は岩手県でも第1位である。

一方の白糸財産区のある白糸地区は、静岡県富士宮市の西北部に位置し（富士宮市の位置については地図2）、東は上井出、北山に接し、西は芝川町及び山梨県南巨摩郡南部町に隣接し、南は上野、北は猪之頭に隣接する。白糸財産区は次のような誕生の歴史を持つ。1889（明治22）年の町村制で、原集落、半野集落、^{うつの}内野集落、狩宿集落、佐折集落が合併して白糸村が成立したが、それぞれの集落の所有する共有地を一括して白糸村有化することは、なかなか進まなかった。各集落での利害確執等もあったそうだが、それぞれの集落が部落固有の財産としてそれらの管理を志向したためである。しかし、それ以降、5集落の部落有林の村有化を進める白糸村内の有志の出現とそれらによる各集落への説得が行われ、新村の財政強化などの必要性も高まったことで、1911（明治44）年と1935（昭和10）年には、これらの部落有林が統合され1014.25 haの旧白糸村有林となった。時代は下って、戦後の1958（昭和33）年には、白糸村・上井出村・上野村・北山村の4ヶ村が合併して富士宮市となり、同年7月には白糸財産区が発足している。現在の白糸財産区内の人口は2296人であり、富士宮市人口に占める割合は、約2%と少数を占める程度である。

表2 両財産区の基礎データ

	財産区面積	市町人口 (A)	世帯数	財産区人口 (B)	財産区世帯	財産区人口率 (B/A×100)
葛巻財産区	737.87 ha	9,525人	2,990戸	5,463人	1,762戸	57.40%
白糸財産区	915.68 ha	123,908人	41,969戸	2,296人	728戸	1.90%

(出典) 葛巻町資料『葛巻町森林整備計画』, 白糸財産区『しらいと財産区』から1998年の数値を抽出。



地図2 静岡県富士宮市及び白糸財産区有林の位置

〈両財産区の林況〉

現在の葛巻財産区有林の林況は、2 齢級以下、すなわち10年生以下の人工林の林分（植生上のまとまった森林を表す単位）が全体の僅かに2%である（齢級とは、苗木の植樹後からの年数を表す単位であり、1 齢級は5年である。例えば5～6 齢級は26年生から30年生までの樹木を示す）。しかし、枝打ち・間伐を必要とする11

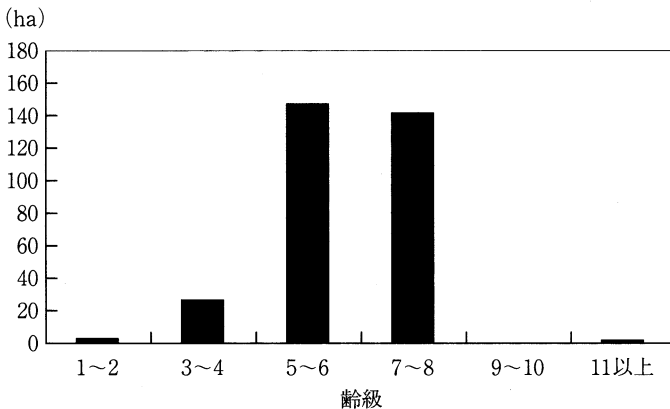


図2 葛巻財産区 年齢別森林資源構成

(備考) 岩手県葛巻町役場資料(1999)より作成。

～35年生が、全体の約47%を占める311.96 haとなっていて、白糸財産区よりも、なお保育が必要な状況にある(図2)。

また、葛巻財産区はアカマツ、クロマツの天然林の10年齢級を超える林分が112 haと比較的多く存在する一方、同種の人工林の高齢林分がほとんど存在していない点に特徴がある(葛巻町資料)。一方、白糸財産区有林の林況は、スギ、ヒノキの人工林においては、1～4年齢級が100 ha以上あり、下刈や除伐等の施行が必要であり、また、間伐等何らかの育林作業が必要とされる8年齢級までの林分が全体の76%をも占めている(図3)。

また、白糸財産区の子ヶ岳が「日本の水源の森100選」に指定されていることもあり、近年ではコナラ、ケヤキ等を植栽してきた(1998, 白糸財産区)(写真1)。針葉樹のみに特化した旧来の造林については以前から批判の声もある(例えば室田, 1985)なかで、広葉樹にも着目しての施業は高く評価される。以上のように、両財産区の有力樹種は異なっているが、いずれも人工林であり、今後も長期に渡っての育成・管理を必要とする幼齢林分を多く抱える状況にある。

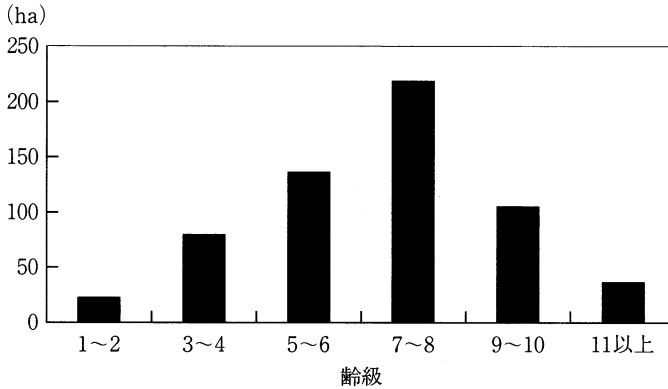


図3 白糸財産区 人工林齢級別森林資源構成
(備考) 白糸財産区 (1998) より作成。

〈両財産区の制度面の比較〉

両財産区の制度上の特徴は、表3に示してある。以下ではそれに従って説明する。

表3 両財産区の制度比較

	設置年	事務所	組織形態	議員・委員数	意思決定機関	行政との関係
葛巻財産区	昭和30年	なし	管理会制	7名 (任期4年)	町議会、管理会 は議決事項に対して同意のみ	財産区のほとんどのことは町によって運営。委員会は承認のみ
白糸財産区	昭和33年	あり	議会制	12名 (任期4年)	財産区議会、市 議会は承認	富士宮市とは基本的に独立。予・決算、収益の用途はすべて議会が決定

(備考) 葛巻町資料「葛巻町森林整備計画」、白糸財産区 (1998) 『しらいと財産区』及び市町、財産区への聞き取り調査に基づき作成。

葛巻財産区は財産区設置と同時に、7名の財産区管理委員から成る葛巻財産区管理会を発足させ、同会が管理運営を担ってきたが、実際の林業経営の主体は、当初より葛巻町役場の産業課林業係が兼務している。一方、白糸財産区の場合、富士宮市による議会設置条例公布とともに、議員16名、任期3年という

形で財産区運営が開始された。1982（昭和57）年の条例改正によって、議員定数が12名と改められ、任期が4年にまで引き延ばされて現在に至っている。

一般的には、財産区管理事務所は、財産区の職務を役所が兼務しているために、財産区固有の事務所は存在しないところも多い。筆者らの財産区調査から判断すると、独立した事務所を持つ財産区は、財産区の規模が比較的大きく、自立的運営がなされているところが多い傾向が見られる。白糸財産区には、財産区の事務所が設置されており、議長を含め4名の職員が常勤で財産区関連の事務、管理作業にあっている。

財産区の性格を大きく左右する前掲（表1）の管理会制と議会制の違いも、本論文の事例研究対象である2区の間で見られる。すなわち、葛巻財産区は財産区管理委員会であり、「地方自治法の建前からいえば、財産区管理会は、財産区よりは市町村との一体的関係を保持することができる」（川島・潮見・渡辺、1968、658頁）という一般的見解に相当する点が当財産区には多く見られる。他方の白糸財産区は旧白糸村地区民が議決権を有し、自立的に財産区有林の運営に携わっていく権限を法的に有する議会制を採用している。表3で行政との関係を示した通り、その管理・運営は、富士宮市とは完全に独立している。

上述のように、議会制は、財産区民が議決権を有してはいるものの、執行権は市町村が握っている。そのため、市町村の財産区に対する干渉の余地は少なからずあり、その点が財産区民にとっては不安要素となる場合がある。白糸財産区では、そのような執行権においても区議会の優位を保証するべく協定書（覚書）を1958（昭和33）年の合併時に富士宮市と結んでいる。その内容の要点を記すと概ね以下ようになる（白糸財産区、1998及び白糸財産区議会への聞き取り調査：2000年10月、12月による）。

- (1) 財産区運営の自主性を尊重すること。
- (2) 富士宮市は財産区財産の管理及び処分の事務に関して市属するもの一切を委任事務として財産区に委ねること。
- (3) 支所を設けその支所長に管理者の職務を執行させること。

- (4) 支所の職員，出納員の任命権は区が行うこと。
- (5) 区によって選ばれた職員を出納員に任命する権限は区にあり，財産区特別会計事務はその出納員が行うこと。
- (6) 市は財産区財産，またはこれから生じる財産収入の一切を市の財源として要求してはならないこと。また，財産区の収入を市の財源として区が協調したとしても，その財源は区域以外の事業にあててはならないこと。

この協定書によって，区議会制といえども行政，すなわち公権力の権限が拡大し得る余地を残した地方自治法の解釈の隙間を埋め，白糸地区の権限をより強固なものにしていることが理解できる。

〈地域資本整備への貢献の歴史〉

両財産区とも，設置以来，多大な地域資本整備の原資として貢献してきた（表4，5）。

葛巻財産区の場合は，1977（昭和52）年度以降，日本全国を襲い続ける林業不況の影響を受けて経営が低迷し，地域への金銭的貢献は絶えてしまっている。他方の白糸財産区では，財産区の設置以降，財産区財産やそこから生じる収益金が地域の資本整備事業に毎年投じられてきた。多い年には総額1億円以上の資金を捻出している。1995（平成7）年度までは，ほぼ毎年1000万円を部落振興費として，各集落および各集落の各種団体に配分してきた。平成8年度の台風による甚大な被害を受けて以降は減額され750万円となったが，依然として資金面でも財産区の地域への貢献は続いている（財産区議会への聞き取り調査：2000年12月実施による）。

〈現在の経済状況と施業状況〉

葛巻財産区は，先に見た通り高齢林分の人工林が少ないため，主として天然のアカマツや広葉樹の売却収入がその財源となっている。一方，山林の維持管理に要する経費は，天然林の売却収入の他に国からの造林融資を充ててきたが，

表4 葛巻財産区の地域事業への貢献の歴史

年 度	具体的な貢献内容
1950(昭和25)	葛巻中学校校舎新築
1951(昭和26)	葛巻中学校講堂，小屋瀬中学校校舎新築，自動車ポンプ購入
1952(昭和27)	葛巻診療所新築
1953(昭和28)	葛巻中学校増築，星野，吉ヶ沢中学校独立校舎新築，葛巻助産所新築
1954(昭和29)	葛巻簡易水道工事（昭和30年まで）
1958(昭和33)	葛巻小学校校庭用堆購入
1961(昭和36)	葛巻農協，北岩手酪農協，小屋瀬酪農協の合併にともなう運営費助成
1967(昭和42)	町営乳牛仔牛育成施設事業用地 40 ha を無償貸与
1968(昭和43)	葛巻高等学校建設工事に助成。
1971(昭和46)	遠藤喜兵衛町長に功労金
1973(昭和48)	葛巻町役場，総合センター新築
1974(昭和49)	葛巻町畜産開発公社に出資金の助成 葛巻町（一般会計へ繰入金2,600万円） 葛巻農協，江刈農協へ（各1,200万円） 葛巻町農業協同組合（事務所用地購入費助成） 葛巻町森林組合，葛巻町商工会へ（各500万円）
1975(昭和50)	役場庁舎建設
1976(昭和51)	町有林立木立替
1977(昭和52)	社会体育館建設

（備考） 葛巻町役場資料『財産区の概要』及び広報誌『郷土』（1953年～1977年）より作成。

今後も引き続きそのような^{たちぎ}立木の売却と造林融資に頼った経営を行っていくことがきわめて厳しい状況にある。1996（平成8）年度末現在までに受けた融資総額の未償還元金は1億6572万円であり，その償還金は約938万円となっている。2003（平成15）年度の償還金の見込額は1720万円になると予測されている。さらに，累積赤字も平成8年度末で約8000万円に達している（以上，葛巻町役場での聞き取り調査；2000年11月，2001年7月実施による）。このような財政が逼迫する状況下にあっても，造林融資や天然アカマツや広葉樹の売却収入を財源にして，伐採跡地にはアカマツやカラマツの植林をおこない，下刈り・間伐作業などの施業が依然として懸命に続けられている（写真2，3）。

一方，白糸財産区においても林業不況の中にあっても厳しい経営であることに

表5 白糸財産区の地域事業への貢献史

年 度	金額 (単位; 千円)	具 体 的 な 貢 献 内 容
1958 (昭和33)	2,985	国道139号線改修工事立替金外
1959 (昭和34)	4,957	白糸保育園建設費負担金外
1960 (昭和35)	27,312	日糸有線放送施設外
1961 (昭和36)	10,418	白糸中学校産業教育整備外
1962 (昭和37)	5,639	白糸小・中学校給食施設補助外
1963 (昭和38)	19,083	田貫湖周遊道路建設外
1964 (昭和39)	7,309	農免農道半野～狩宿線改良工事外
1965 (昭和40)	2,747	田貫湖余水吐橋梁工事外
1966 (昭和41)	16,129	白糸簡易水道施設工事外
1967 (昭和42)	50,438	日糸会館建設費負担外
1968 (昭和43)	59,676	西富士中学校体育館及びプール建設負担金
1969 (昭和44)	11,082	消防22分団施設補助外
1970 (昭和45)	14,495	白糸小学校建設費外
1971 (昭和46)	104,406	〃
1972 (昭和47)	4,420	林道工事負担
1973 (昭和48)	679	白糸財産区議会選挙費負担
1974 (昭和49)	3,854	西富士中学校施設負担外
1975 (昭和50)	740	林道災害復旧工事負担外
1976 (昭和51)	6,100	白糸夜間照明施設補助外
1977 (昭和52)	1,400	消防22分団施設補助
1978 (昭和53)	69,402	白糸老人憩の家建設費外
1979 (昭和54)	17,701	西富士中学校施設整備負担外
1980 (昭和55)	48,330	白糸簡易水道組合施設改善負担外
1981 (昭和56)	34,582	白糸会館改修工事外
1982 (昭和57)	6,768	白糸財産区議会議員選挙費負担
1983 (昭和58)	29,000	白糸保育建設負担金
1984 (昭和59)	10,838	天子ヶ岳線開設工事負担金外
1985 (昭和60)	9,110	〃
1986 (昭和61)	291	白糸財産区議会議員選挙負担金外
1987 (昭和62)	16,875	消防22分団詰所建設負担 (12,150千円) 西富士中学校屋内運動場改修工事(2,225千円) 天子ヶ岳線開設工事負担金 (2,580千円)
1988 (昭和63)	750	天子ヶ岳線開設工事負担金
1989 (平成元)	20,000	白糸簡易水道富士宮市移管に伴う負担金
1990 (平成2)	46,259	白糸小屋内運動建設費負担金ほか
1991 (平成3)	1,115	第22分団消防車購入負担金
1992 (平成4)	2,000	市立西富士図書館建設に伴う図書購入
1994 (平成6)	690	白糸財産区議員選挙費負担
1995 (平成7)	10,000	水道事業会計上水道施設整備費
1996 (平成8)	2,500	半野区民館
合 計	680,080	

(備考) 白糸財産区 (1998) から転載。

変わりはない，しかし、『平成11年度 林業白書』（社団法人日本林業協会，2000）等でも大々的に紹介された「白糸ヒノキ」（写真4）のブランド化の成功などの積極的な施業展開により，毎年，会計黒字を計上し続けている．近隣の優良材として名高い「富士ヒノキ」は明治時代からの伝統こそ持っているが，白みがかって粘りが少ない．しかし，白糸ヒノキは赤味がかり粘りのある材として珍重され，白糸ヒノキのブランドは定着しつつある．立木処分による収入は，1971（昭和46）年から上昇を続け，1973（昭和48）年の1億2184万円をピークに緩やかに減少しながら7～8000万円代となり，平成に入ってから，3～5000万円程度の収益となっている．1992（平成4）年以降，主伐はなされておらず，50年生以上の間伐材を市場に出して収益をあげる状態が続いている．林業不況にあるものの50年生以上の間伐材は，市場に出して採算の取れる状況であり，間伐収益も依然あがっている状況にある．白糸財産区の収入源としては土地処分もあげられる．それは過去7回行われている．これらは，いずれも地区内での大きな事業，例えば学校の体育館やプールの建設等に要する資金を捻出するために行われたものである．

〈地域社会と財産区有林〉

表6は財産区有林と地域社会との関わりを示したものである．

この表から見ると，葛巻財産区においては，地域住民と財産区の森との関係が希薄であることがわかる．財産区関係者や役場以外の人に対しての質問では，財産区有林の存在自身が認識されていないケースも少なからずあった．それは葛巻町産業振興課林政課が，平成1994（平成6）年に行った葛巻財産区民へのアンケート結果にも現れており，財産区を知らないと答えた人が全体の27.6%も存在している（葛巻町役場資料，1994）．葛巻財産区では，財産区の山の清掃や山仕事などに関する住民の賦役は，財産区設置以来ずっと存在しなかった．また，各集落は財産区有林以外にも自分達の部落有林を所有しているが，その山においても，集落住民による賦役は一切無かったという．さすがに財産区ほ

表 6 財産区有林と地域社会との関連

	賦 役	学校との関係	山 祭 り	青 年 会	そ の 他
葛巻財産区	無	無	無	無	他団体貸付
白糸財産区	有	有	有	有	

(備考) 両財産区での聞き取り調査(葛巻:2000年11月,白糸:2000年12月)に基づき作成。

どの大面積の森林を完全放置することはできず、地区内では監視員を1名選び、その監視委員が財産区有林内の見回りをして、施業が必要と判断した場合には、人夫を募って財産区有林の手入れを行うそうである。その労賃は1977(昭和52)年までは財産区から出ていたが、それ以降は町が肩代わりしている。地区民の意識としては、「財産区の管理は基本的にみんな葛巻町にやってもらっている」ということである(以上、財産区管理会での聞き取り調査:2000年11月実施による)。学校林は存在しているが、PTAが地元と契約して独自に取得したものであって、財産区有林内に設置されたものではない。従って、学校教育の一環として財産区有林を利活用するというのも一切ない。山祭り等を通しての住民と財産区との接点もなく、白糸財産区と比較すると、地域住民による財産区の森への関わりがあらゆる面で著しく低い状態にある。また、上述の葛巻町産業振興課林政課の実施したアンケートで、これからの財産区管理については、「財産区を町有林に編入して町が管理する」ことに賛同した人が全体の36%のぼり、逆に財産区独自で管理していく道をとるべきであると答えたのは全体の17.3%にとどまっている(葛巻町役場資料,1994)。葛巻町では、このアンケート結果を受ける形で、財産区に対して財産区の町有化方針を確認するとともに、葛巻財産区町有化プロジェクトを発足させ、その具体的検討を現在進めている状況にある(葛巻町役場での聞き取り調査:2001年7月実施による)。

一方、白糸財産区では、財産区の地域に対する多大な貢献へのお礼に、年に1回、財産区民が山の手入れを7月の第3日曜日に行っている。そうした行事は総出と呼ばれている。現在の総出は主に下草刈りが中心で、この財産区の総出の不参加者に対して罰則金はない。それにもかかわらず、毎年ほぼ8割以上

の住民が参加している（全国林業改良普及協会，1999および聞き取り調査：2000年12月実施による）。また，財産区有林内には旧5集落各々が財産区と分収契約を結んだ部落有林をそれぞれ持っている。これらは将来の収益を部落と財産区とで分ける約束のもとで成立している。その分収割合は集落が8割，財産区が2割である。面積約24町歩の原地区の部落有林管理は，部落で選出する営林委員が主となって行っている。原地区の部落有林は既に幼齢期をすぎ，下草刈りを必要とせず，間伐・枝打ちが必要とされる40年生のヒノキが多い。地区民の総出は，現在下草刈りの必要がないため，原区民すべてではなく，区長，副区長（各1名），町内会長（3名），各営林委員（3名），班長（11名），合計19名で枝打ち・間伐等を行っている。総出は必要になればいつでも召集するという。原地区の場合は，総出に参加しないことの罰則金（地元では不参金と呼ぶ）は8000円である。財産区としては，あくまで集落（区）独自のやり方を尊重し，旧慣を重んじるという姿勢を貫いていて（原区長への聞き取り調査：2000年12月実施による），富士宮市—財産区—集落の関係は，このように規模の小さい単位での自治能力を認め，その主体性を尊重する形で入れ子状になっている。

また，当該地区の白糸小学校，西富士中学校では財産区内に学校林を所有している。小学校での環境，及び郷土教育の一環として財産区有林の活用を行ってきた。1，2年生では，下刈りや枝打ちなど育林施業は危険で困難が多いため，財産区の議員が先生となって，山（天子の森）に入り，芝川にアマゴを放流する体験をさせるなど森が水を育む過程を知る学習を進めている。高学年（4年生以上）になると小学校林に入り，枝打ち，下刈りなどを経験し，卒業時には卒業記念植樹をしてきた。学校林の利活用によって，環境教育の充実を図るとともに，地域の森林保全を進めることの意義が見直されつつある（例えば，三俣，2001a・2001c）昨今，このような取り組みは評価できるものである。

また，地域住民と財産区の森との関係が具体的な姿をとって現れるものの一つとして，山の祭典を挙げることもできる。白糸財産区では，毎年正月，5月，9月のそれぞれ17日には財産区の人をはじめ区の代表が集い山祭りをを行い，地

域に金銭面にも防災面でも多大な恩恵をもたらす山の神にお供えをし、祈禱をして、変わらない山の恵みを請うものであるという。これは、滋賀県甲賀郡甲賀町大原財産区でも明治時代から引き続き行われている（三俣，2001b）が、それに類する営みが白糸財産区有林内では現在も残っている。

白糸財産区の敷地内には、環境庁の「ふれあい自然塾」と国民休暇村が誘致されている。誘致前には80年生を越えたヒノキ林があり、相当な資産価値を持った場所であったが、財産区は環境庁（現・環境省）に対しても国民休暇村協会に対しても、ほぼ無償で貸与している。これらの施設での労働需要は、白糸地区民にとっては少なからず雇用の場として役立っている。

第3章 両財産区の比較分析に基づく考察

以上の分析に基づいて、本章では両財産区からの考察を行い、その現代的意義を論じる。葛巻、白糸、両財産区ともに、学校教育施設、老人介護施設、診療所、道路など、各々の地域で生じる様々な要望に応え、多大な「共益」を生み出してきた。それと同時に、両地区の住民は、それらを持続的に享受していくために、共有財産としての森林の保全・育成を行ってきた。しかし、林業不況が長引く現実にあっては、どちらの財産区ともにその管理・運営は容易とはいえず、葛巻財産区にあっては財産区自体を解消して、葛巻町の町有林に編入する動きが数年前から本格化している。一方、白糸財産区は、議会制度のもとで旧村民の自治をあくまで貫き、白糸地区民による賦役等の入会慣行をわずかに残しながらの森林管理が続けられ、その結果として、この林業不況にありながらも「白糸ヒノキ」の美林を維持している。同じ財産区制度であるにもかかわらず、両財産区の現状は随分と異なっている。以下では、この相違の要因を①歴史的背景と②制度的側面の2点に絞って考察する。

まず、①であるが、両財産区の前進である村有林時代（葛巻は1955（昭和30年）、白糸は1935（昭和10）年まで）の歴史的相違が大きい。葛巻財産区は、もともと地場産業の酪農経営の促進を主眼として陸軍軍馬補充部から払い下げを受

け、旧葛巻村有林であった。現在も、その目的である酪農経営を促進すべく牧草地としての役割は、当町の第3セクター畜産開発公社の積極的な牧草地利用とそこでの事業展開に見る通り、何ら変化していない。旧葛巻村有林設置時から牧草地以外の山林部分は住民による薪炭林利用が主であり、そこでは共同体的な山林管理がほとんど存在しなかった（2000年、11月聞き取り調査）。そのような入会意識の弱さに加えて、現葛巻町民人口に占める財産区民人口の割合の高さも、財産区の町有化の促進剤となっていると考えられる。勿論、長引く林業不況によって財産区経営が逼迫していることもその主因の一つであることに間違いない。一方の白糸地区は、明治期に著しい山林荒廃とそれに伴う災害に苦しんだ。木材需要の増加による住民の過剰伐採行為がその原因であった。それ以降、木材需要に応える経済林づくりに平行して、村有林の保全を念頭に置いた広葉樹の植林も財産区や地区住民によって進められてきた。明治期から続く優良ヒノキ材生産のための努力とそれが林業不況下の現在にあっても一定の評価を受けるという経済的要因も確かに大きい。しかし、このような山林荒廃とそれに伴う災害の歴史が、先に見たような現在にまで続く住民による財産区有林との共的かわり（学校林での取り組み、山祭り、賦役等の非貨幣部門での営為）や財産区自身の主体的管理・運営の姿勢に大きく影響していると考えられる。

②の制度的側面としては、第2章の〈両財産区の制度面の比較〉で論じたように、財産区制度における議会制と管理会制の相違があった。これは財産区それぞれ自身のあり方を基本的に決定する重要な制度的枠組みであり、両財産区にはそれによる大きな相違が見られた。特に注目すべきは、白糸財産区の覚書である。固有の意思機関として旧村の財産管理が可能な議会制にあっても、なお行政の予期せぬ財産区への介入が起りうる自治法上の隙間を埋めるために富士宮市と交わされた先述の覚書によって、白糸財産区はその管理・運営上の主体性を厳しく保ってきた。これは、共同体が資源管理上の主体性を保ち、かつそれが属する行政主体との適度な緊張関係を有することが、共同体による資源管理を行う上での重要要件であるという海外の研究者たち（Ostrom 1990; Gibson,

McKean, and Ostrom 2000) の見解と相通ずるものである。

以上のように、財産区制度と一口にいても、公有化に向かって解体寸前のものから、旧村単位での維持・管理を毅然と続けている財産区もある。しかし、地域の資源を最大限に活用した形での循環型社会の創造やそれを遂行する地域自治が盛んに叫ばれる中で、財産区制度の持つ現代的意義は次の 2 点にある。すなわち、財産区制度は、(1) 得られる収益が個人配当できず、財産区の管理・運営及び当該地区において公益性の高いものに還元することしか、原則として認められていない、(2) 固定資産税や法人税などが免除される（原則非課税団体）という税制上の優遇措置が講じられているという 2 点である。(2) については保安林等の特別な場合を除いて、民有林運営一般で問題となる固定資産税、法人税、それに相続税というハードルがクリアできる。それは林業不況下にあっては少なからぬメリットとなる。(1)の財産区からの収益使途が地域住民全体の公益（本論文の表現では共益）を高める形で還元されなければならない、という制限則的特徴は、地域内の教育、福祉、インフラの充実に寄与するばかりでなく、その使途次第では地域内の森林環境の保全にも寄与できる。地域の自然環境の充実が叫ばれる時代にあっては、財産区有林の保全それ自体が、当該地域の共益にとどまらず、公益、私益にもつながるはずである。フィールド調査を主軸とした本論文の範囲では論じ尽くせないが、今後の理論的課題として、依然地域外に資本や若年人口が流出して農山村が脆弱化する現在、財産区制度が、鶴見和子らの「内発的発展」や、玉野井芳郎・室田武・多辺田政弘らの「地域等身大」の持続可能な経済社会（中村，1990）を志向していく上で多大な示唆を与えるものであることを検証していきたい。

お わ り に

第 1 章で解説したように、財産区誕生の歴史は、農山村民が共有財産として利用・管理してきた森林を、新市町村による公的管理にも、個々人の経済的効率性を追求する方向での私的管理にも委ねず、地域の自然条件を知り尽くした

住民による共同的な管理の道に求めた産物であった。それは、人間社会が単純に「公」と「私」のみによって成立し得ないことに加えて、個々人が「私」と「共」双方の役割を果たすことによって地域の存立基盤が維持されることを教えている。例えば、白糸財産区民の中には、私有林を持つ人達が多くいる。そこには、私利私欲に基づき自分の山の管理・処分を排他的に、かつ自由に行える「私」的営為がある。しかし、その人達は、理由がどうであれ、私利私欲を直接的には反映しない白糸財産区の森林も「共」的に管理するという二面性を持つ。つまり、政府、都道府県、市町村といった行政主体としての「公」、それに対する「私」のほかに、集落や地域を単位とする「共」が個々人の成立基盤を保証するものとして必要不可欠となっている現実を、そこに見てとることができる。そうした「共」の基盤が保証されて「私」的営為が可能となる現実に鑑みれば、「私」（すなわち狭義の私有林）と「公」（すなわち国有林や道県有林など）いずれかの森林管理を考えさえすればよい、とってすませることはできない。明治期以降の日本経済は、「私」とそれをコントロールする「公」の領域が、「共」の領域を崩壊させることで肥大化してきた側面を有する。しかし、私的管理や公的管理に完全に編入されることなく、財産区という中間的な存在で共的営みを残しながら成立する森林管理が、白糸財産区のように依然として存続している。白糸住民の財産区との共的な関わりや財産区議会の主体的な森林管理の賜物である白糸ヒノキの美林を眼前にすると、「圧殺された“共”の世界」（室田，1979，192頁）を現代社会にどう復活していくのか、という検討課題に、今後いっそう体系的に取り組んでいく必要を強く感じるものである。

【参考文献】

- Gibson C. C., M. A. McKean, and E. Ostrom, (2000) *People and Forests Communities, Institutions, and Governance*. The MIT Press, Cambridge, pp. 27-55.
- 井上 真, (1995) 『焼畑と熱帯林——カリマンタンの伝統的焼畑システムの変容——』 弘文堂, 136-141頁.

- 井上真・宮内泰介編, (2000) 『コモンズの社会学』新曜社.
- 自治省, (2000) 『地方自治月報』第52号, 746-751頁.
- 川島武宜・潮見俊隆・渡辺洋三, (1968) 『入会権の解体』岩波書店.
- 三俣 学, (2000) 「明治大正期における地域共同体(コモンズ)の森林保全——滋賀県甲賀郡甲賀町大原地区共有山を事例にして——」『森林研究』Vol. 72, 35-44頁.
- , (2001a) 「‘したたか’に生きる山のコモンズ——私が出会った近江国甲賀びとの山」『エコフロンティア』(京大大学生態学研究センター)第6号, エコフロンティア編集委員会, 50-51頁.
- , (2001b) 「コモンズ論から見た財産区制度の環境保全の意義——滋賀県甲賀郡甲賀町大原財産区有林を事例として——」『林業経済研究』Vol. 47 (3), 41-48頁.
- , (2001c) 「明治から続く伝統的学校林の植樹活動——滋賀県甲賀郡甲賀町大原小学校林の事例——」『グリーンエージ』11月号, 日本緑化センター, 通巻335号, 34-40頁.
- 宮本常一, (1975) 『宮本常一著作集7』未来社.
- 室田 武, (1979) 『エネルギーとエントロピーの経済学』東洋経済新報社.
- , (1985) 『雑木林の経済学』樹心社.
- , (2001) 「エコロジカルな生き方は私有を超える」『グラフィケーション』(富士ゼロックス)第118号, 通巻307号, 12-14頁.
- 室田武・多辺田政弘・槌田敦共編, (1995) 『循環の経済学』学陽書房.
- 中村尚司・樺山紘一編, (1990) 『玉野井芳郎著作集4 等身大の生活世界』学陽書房.
- Ostrom, E., ed., (1990) *Governing the Commons: Analyzing long-enduring, self-organized, and self-governed CPRs*. 280pp, Cambridge University Press, Cambridge, pp. 58-102.
- 多辺田政弘, (1990) 『コモンズの経済学』学陽書房.
- 鶴見和子・川田侃編, (1989) 『内発的發展論』東京大学出版会.
- 白糸財産区編, (1998) 『40年の歩み しらいと財産区——白糸財産区設置40周年記念誌——』.
- 社団法人日本林業協会, (2000) 『平成11年度林業白書 森林の現在と未来』35-38頁.
- 全国林業改良普及協会, (1999) 『森と水』森のセミナーNo. 1, 36-37頁.
- 渡辺洋三, (1974) 『入会と財産区』勁草書房.

謝 辞

本研究は、日本生命財団研究助成（2000年度一般研究助成：代表、室田武）及び日本学術振興会「未来開拓学術研究推進事業“Research for the Future” Program」（プロジェクト番号 JSPS-RFTF 97I00602 プロジェクト名：地球環境情報収集の方法の確立～総合調査マニュアルの作成に向けて～；代表、和田英太郎）の研究助成を受けて可能となった研究成果の一部である。記して感謝する。また、静岡県富士宮市白糸財産区、岩手県葛巻町葛巻財産区、葛巻町森林組合、葛巻町役場農林課の方々から森林の現場案内、資料提供など絶大な御協力をえた。そうした現地での御助力なしに本論文を仕上げることはできなかった。さらに、共著者両方の知人である丸井清泰氏は草稿全体に目を通し、誤認や誤記訂正の労をとってくださった。また、京都大学生態学研究センター職員の春木千琴氏は本論文中の地図の作成を快くひき受けて下さった。以上、すべてのプロジェクト、組織、個人に厚く感謝する。とはいえ、残存しうる誤りの責任が共著者にあることは言うまでもない。